

# グリーン経営認証制度促進助成金交付要綱

平成28年4月1日制定

公益社団法人宮城県トラック協会

## (目的)

第1条 公益社団法人宮城県トラック協会（以下「宮ト協」という。）は、事業者が、公益財団法人交通エコロジー・モビリティ財団が実施している「グリーン経営認証制度」の認証登録を取得又は更新(以下「登録等」という。)した場合、その一部を助成することにより、環境負荷の少ない事業運営に資することを目的とする。

## (助成対象者)

第2条 この要綱による助成対象者は、トラック運送事業者（宮ト協会員以外の事業者にあつては、安全性優良事務所を有し、適正化事業実施機関による巡回指導の評価が「A」であり、かつ理事会の承認を受けた事業者に限る。）（以下「事業者」という。）とする。

## (助成金)

第3条 助成金は、次のとおりとする。ただし、受付期間中の申請は、1事業者につき新規登録又は更新の1回限りとし、登録等に要した費用(消費税を除く)が下記の金額に満たない場合は、その金額とする。

- (1) 認証登録 10万円
- (2) 更新 5万円

## (助成金の交付申請)

第4条 事業者は、受付期間中に、登録等をしたときは、別紙様式の「グリーン経営認証制度促進助成申請書」により、助成金交付の申請を行う。

- 2 受付期間は、平成30年4月1日から平成31年2月28日まで(予算枠に達したときは、その時点まで)とする。

(※2～3月更新期限の場合、期限4か月前から交通エコロジー・モビリティ財団は更新手続きを受付)

## (助成金の交付)

第5条 宮ト協は、第4条による助成金の交付申請があつた場合は、その内容を精査し、予算の範囲内で当該助成金を確定し、事業者に交付するものとする。

## (助成金の返還)

第6条 宮ト協は、事業者がこの要綱その他宮ト協が定める事項に違反したとき、又は虚偽その他不正な手段により助成金の交付を受けたときは、既に交付した助成金の全部若しくは一部の返還を命じることができる。

- 2 前項の規定により返還を命じられた事業者については、宮ト協が行う助成事業のすべてに係る申請は、原則として、当分の間、これを受付又は交付決定を行わないものとする。

## (報告の義務)

第7条 助成金の交付を受ける事業者は、宮ト協が必要と認める場合には、所要の報告を行わなければならない。

## (その他)

第8条 この要綱に定めのあるもののほか、助成金の交付に関するその他の必要事項は、宮ト協が別にこれを定める。

附 則 この要綱は平成30年4月1日から施行する。

**グリーン経営認証制度促進助成申請書**  
(助成金交付請求書)

平成 年 月 日

公益社団法人 宮城県トラック協会会長 殿

住 所

事業者名

代表者名

⑩

グリーン経営認証を [取得・更新] しましたので、助成金交付要綱第 4 条に基づき助成金を申請します。

記

1 請求額 : \_\_\_\_\_ 円 (千円未満切捨て)

2 認証の内容

(1) 認証の区分	( 新規登録 ・ 更新 )
(2) 認証取得年月日	年 月 日
(3) 認証期間	年 月 日 ~ 年 月 日
(4) 当該営業所名	

3 振込先口座及び担当者名

振 込 先	金融機関	銀行・信金	支店	担 当 者	担当者名	
	口座番号	(普通・当座)			TEL 番号	- -
	(フリガナ)				FAX 番号	- -
	口座名義					

4 添付書類

- (1) グリーン経営認証・登録証(写)
- (2) 請求書(写) 及び その明細書(写)
- (3) 支払いを証する書類 (領収書等) (写)